

奈 政 行 第 27 号

平成 31 年 2 月 25 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 道 端 孝 治 様
同 三 橋 和 史 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成28年度包括外部監査「補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について」の結果に対する措置状況について

Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見

1. 行政経営課

(1) 奈良市総合財団運営補助金

③ 監査結果

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について

(行政経営課)

【監査結果】

行政経営課は、総合財団より補助対象事業に関する収支報告及びその内訳明細を入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

平成30年3月に補助金対象事業に関する収支報告書及びその内訳明細を基にし、当該補助金の用途及び適正性について証憑確認を行いました。今後も継続して書類検査を実施します。

12. 子ども育成課

(1) 奈良市民間児童館活動事業費補助金

② 監査結果

- ・補助金の交付事業に関する収支の確認について

(子ども育成課)

【監査結果】

子ども育成課は、社会福祉法人より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の提出を求めている。

公金が投入されている以上、証拠書類等により用途を確認するとともに、用途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明

責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

平成29年度実績分から、証拠書類として、領収書及び会計簿等を提出するよう、社会福祉法人に依頼し、提出を受け、使途に問題がないことを確認しました。

(2) 奈良市子育てサークル運営補助金

② 監査結果

- ・ 補助金の交付事業に関する収支の確認について

(子ども育成課)

【監査結果】

子ども育成課は、各サークルより補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の提出は求めている。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

【措置の内容】

平成29年度実績分から、証拠書類として、領収書と会計簿を提出するよう、各子育てサークルに依頼し、提出を受け、使途に問題がないことを確認しました。

- ・ 活動報告書による報告内容の見直しについて

(子ども育成課)

【監査結果】

補助金を交付することの目的からすれば、サークルには10名以上が所属し、その会員の多くがサークル活動に参加することが期待される場所である。

しかしながら、補助対象事業の活動報告書を閲覧したところ、各活動の参加人数が3名程度となっている団体がある。また、参加人数として保護者の人数に乳幼児を含めた人数で報告している団体、年間を通して毎回同じ活動参加人数を報告している団体等もある。

市は、報告を受ける各活動の参加人数について、会員のみとするのか、保護者の人数に乳幼児を含めた人数とするのか、報告単位を明確にすべきである。

また、サークルには最低10名の会員がいることが補助の要件とされているから、この10名の中に全く活動していない会員が含まれていないかを確認できるよう、報告書に参加者の名前の記載を求めるべきである。

【措置の内容】

平成29年度から、各活動日の参加人数については、保護者の人数に乳幼児を含めた人数を報告単位とすることにしました。

各子育てサークルに対しては、毎回の人数が少なすぎたり会員名簿に登録されている方（保護者）のうち10名以上の活動が年間を通して確認できない等の場合は、補助金の取消しを検討する旨を伝え、毎回の参加者が偏らず、また多くの方が参加できるようにサークルを運営するよう指導しました。

あわせて、各活動日には乳幼児も含めた参加者を記録し、平成29年度の事業報告時にその名簿を提出するよう依頼し、提出を受けました。

18. 観光振興課

(2) 柳生観光協会補助金

② 監査結果

(観光戦略課)

【監査結果】

・ 経理区分の不備について

同協会の決算書の概要は下記のとおりである。

(表省略)

同協会は、指定管理事業者として、旧柳生藩家老屋敷(指定管理料4,706千円)、旧柳生藩陣屋跡(指定管理料517千円)及び柳生観光駐車場(指定管理料2,940千円)の運営を行っている。

柳生観光協会の決算書によると、歳出額の内訳は、指定管理事業に要するもの8,167千円、補助対象経費4,161千円(歳出合計から委託金及び渉外費を控除したもの)、その他補助対象経費とならない経費22千円となっている。このうち、補助対象経費4,161千円については、指定管理事業と明確に区分し実績報告される必要があるが、現状そうはなっていない。市に対し実績報告として提出されているのは、指定管理事業を含めた柳生観光協会全体の事業に対するものである。

現状の収支に関する報告では、補助対象事業にて補助金がどのように使用されたのか分からず、補助金額として適切な金額かどうかの判別ができない。

今後、補助金の交付額が適切かどうか判断するため、また、補助による成果を把握するためにも、補助対象となった事業を区分した事業報告を提出させる必要がある。

【措置の内容】

平成29年度の事業報告から、指定管理事業を除いた柳生観光協会補助金分の収支報告を受け、明確に区分されていることを確認しました。

(4) 月ヶ瀬観光協会補助金

② 監査結果

(観光戦略課)

【監査結果】

・ 補助対象経費の区分について

月ヶ瀬観光協会は、月ヶ瀬梅溪梅まつり等を実施し、市の観光振興を図っている団体である。本補助金は、同協会に対して事業経費の一部を補助するものである。

同協会の決算書によると、月ヶ瀬観光協会補助金と梅の郷づくり補助金の二つの補助金の交付を受けている。月ヶ瀬観光協会補助金は、奈良市観光振興課から梅まつりを補助するために交付されるものであり、梅の郷づくり補助金は、奈良市農林課から、苗木の購入を補助するために交付されるものである。梅の郷づくり補助金の平成27年度補助金額は120千円である。

二つの補助金は交付目的を異としており、補助対象経費は別に管理する必要がある。しかし、月ヶ瀬観光協会の決算書は、補助金ごとに補助対象経費が区分されておらず、協会全体の決算書があるのみであり、各補助金の対象となる事業ごとの収支が分からず、補助金額として適切な金額かどうかの判別ができない。

異なる目的の補助金であるならば、それぞれの補助金交付額が適切かどうか判断するため、また、補助による成果を把握するためにも、補助対象となった事業を区分した事業報告・収支報告を提出させる必要がある。

なお、両補助金が、月ヶ瀬梅林による観光の活性化という大きな枠組みでは、

共通の目的であるとも考えられる。月ヶ瀬観光協会補助金と梅の郷づくり補助金は統合して交付することも検討されたい。

【措置の内容】

平成29年度の事業報告から、梅の郷づくり補助金を除いた月ヶ瀬観光協会補助金のみ收支報告を受け、明確に区分されていることを確認いたしました。

(5)なら・観光ボランティアガイドの会補助金

② 監査結果

(観光戦略課)

【監査結果】

・補助金の分割について

市は、なら・観光ボランティアガイドの会に対し、下記の3つの補助金を交付している。各補助金の平成27年度の執行金額は下記のとおりである。

(表省略)

いずれも本市観光振興課から交付されている補助金であり、ガイド付ツアー事業はガイドによる解説付きのウォーキングツアーを実施することを目的としており、また、ウェルカムガイド事業は市で新しく暮らし始める方々に、歴史と文化を紹介するガイドを実施することを目的としている。両補助金の目的は、観光客のガイドに関する事業等を実施するという、なら・観光ボランティアガイドの会補助金の目的と同一のものとなっている。

ガイド付ツアー事業は、元々は委託事業として実施していたものを補助金へ切り替えたものである。また、ウェルカムガイド事業は、なら・観光ボランティアガイドの会からの提案に基づき、事業補助化したものである。しかし、ガイド付ツアー事業についても、ウェルカムガイド事業についても、ともになら・観光ボランティアガイドの会の実施する事業であり、市にとってはいずれも目的が同一であることから、特段分離する合理性はない。また、市民感覚からすれば、過大に補助金が交付されているように捉えられる。

3つの補助金は、同一団体に同一目的で交付されているものである。ウェルカムガイド事業補助金に関しては、(6)で述べるとおり、事業の継続の是非について検討すべきであるが、奈良・観光ボランティアガイドの会補助金とガイド付

ツアー事業補助金について、統合して交付する必要がある。

【措置の内容】

平成30年度から、ガイド付ツアー事業補助金とウェルカムガイド事業補助金はなら観光ボランティアガイドの会補助金に統合して交付することを決定しました。

19. 商工労政課

(1) 公益財団法人奈良県労働者福祉協議会事業補助金

② 監査結果

(産業政策課)

【監査結果】

- ・ ライフサポートセンター事業の実績報告書の確認について

ライフサポートセンター事業の実績報告書の記載内容に誤りがあった。実績報告書の相談員及びサポーターの事業への参加者数は「4名×260日＝1,040日」とされていたが、実際は相談員が5名であり、勤務日数は延べ493日であった。

市は当協議会から実績報告書を手に入れているが、人件費や経費の発生が確認できる証憑書類については確認していないことが誤りの原因である。

当補助金抛出の目的が、ライフサポート事業の実施に必要な人件費、旅費、需用費等の補助にある以上、市は相談員の人数や勤務日数について、出勤簿や勤務日誌等の勤務状況が確認できる書類を確認するべきである。また、市は当協議会に対しても事実に基づく実績報告を行うよう指導するべきである。

【措置の内容】

平成29年度実績分から、公益財団法人奈良県労働者福祉協議会に対して実績報告に関する指導を行うとともに、ライフサポートセンター相談員の人数や勤務日数について、出勤簿等の勤務状況が確認できる書類の提出を求め内容の確認を行いました。

20. 農林課

(2) 鹿害防止対策事業補助金

③ 監査結果

・研修会の実施について

(農政課)

【監査結果】

鹿害阻止農家組合は現地視察研修会として、兵庫県養父市を訪問しているが、初日の夜に慰労会を実施し、2日目に鳥取市内を散策している。

現地視察研修会の状況は以下のとおりである。

(表省略)

当研修会の宿泊代、慰労会の経費及び2日目の昼食代は組合員の自費であるが、研修期間を2日間とし、行先も養父市から見て市とは逆方面の鳥取としているため、貸切バスやその他の諸経費は、鳥取市内散策に関する支出を含むと考えられる。

補助金は公費であり、鹿害の防止を講じるために交付されたものであるため、個人の余暇や不透明な使途に利用することは厳に慎むべきである。研修に関する支出と散策に関する支出は明確に区別し、研修に関する支出のみを補助対象経費とするべきである。市の審査にあたっては、交付先の使途が補助目的に適うものであるかどうか、証憑書類等を基礎として確認し、不備がある場合は補助金の返還を求める等の対応が必要である。

【措置の内容】

平成29年度に鹿害阻止農家組合長及び事務局長に対し、研修に係る費用等が分かる書類等の提出及び研修に係る実績報告（視察に係る研修報告、資料や写真の添付、参加者名簿）の提出をすることや、研修の補助対象経費については、目的外の使途にならないようバス借上げ料とそれに付帯する関連費用のみとし、日帰り可能な研修場所については、1日借上げ相当分を上限することを指導しました。

指摘以降、対象経費全ての証憑書類等の添付を求め、内容等確認の上、適正な補助金の交付に努めています。

・支出内容の確認について

(農政課)

【監査結果】

市は当現地視察研修会の支出について302,620円の領収書を確認しているが、

当該領収書には「県外視察研修費」の記載があるのみであり、支出の内容が不明である。

奈良市補助金等交付規則15条によれば、市は補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査する責任を負っている。市は支出の内容が明確になった実績報告書及び証憑書類を入手したうえ、補助金が補助対象経費に適切に支出されているかを確認する必要がある。

【措置の内容】

平成29年度に支出明細について証憑書類を求め、県外研修経費については研修用バス貸切代、有料道路代、乗務員経費、講演研修費用及び保険料のみを対象経費として適切に支出されていることを確認しました。今後も支出明細について証憑書類を求め、内容等確認の上、適正な補助金の交付に努めていきます。